

議第7号

鶴岡市立小学校・中学校管理規則の一部改正について

鶴岡市立小学校・中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月23日提出

鶴岡市教育委員会教育長 加藤 忍

鶴岡市立小学校・中学校管理規則の一部を改正する規則

鶴岡市立小学校・中学校管理規則（平成17年鶴岡市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第14条中「、主査」の次に「、主任主査」を加える。

第15条中第11号を第12号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

（4）主任主査は、上司の命を受け、特定事項に関する事務を処理する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議第 号

鶴岡市立鶴岡第三中学校改築工事請負契約の一部変更について

鶴岡市立鶴岡第三中学校改築工事請負契約の一部を次のように変更する。

議決年月日及び番号	内 容		
	事 項 名	変 更 前	変 更 後
平成28年7月25日 議 決 第 7 7 号	契約金額	1,836,000,000円	1,933,556,400円

平成29年3月 日提出

鶴岡市長 榎 本 政 規